

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月25日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区竹屋町2番42号
氏名	中国電力ネットワーク株式会社 広島ネットワークセンター
所長	菰下孝
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-545-2106
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和6年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中国電力ネットワーク株式会社 広島ネットワークセンター
事業場の所在地	広島市安佐南区緑井1丁目25番28号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	電気業
②事業の規模	一般送配電事業（広島市）
③従業員数	49名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出事業者 → 収集運搬 → 中間処理 → 再生利用 排出された場所から処分する場所へ運ぶ 大きな廃棄物は小さく有害な場合は無害化する 最終処分 環境を損なわないように自然界に戻す

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
 計画：今年度（令和6年度）計画量

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類																				
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	15.7	12.6									15.7	12.6								
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	2.1	2.1									2.1	2.1			2.1	2.1				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.5	1.5									1.5	1.5	1.5	1.5						
鉱さい																				
がれき類	940	768									940	768			940	768				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃電気機械機器	0.2	0.2									0.2	0.2			0.2	0.2				
合計	959.5	784.4	0	0	0	0	0	0	0	0	959.5	784.4	1.5	1.5	942.3	770.3	0	0	0	0

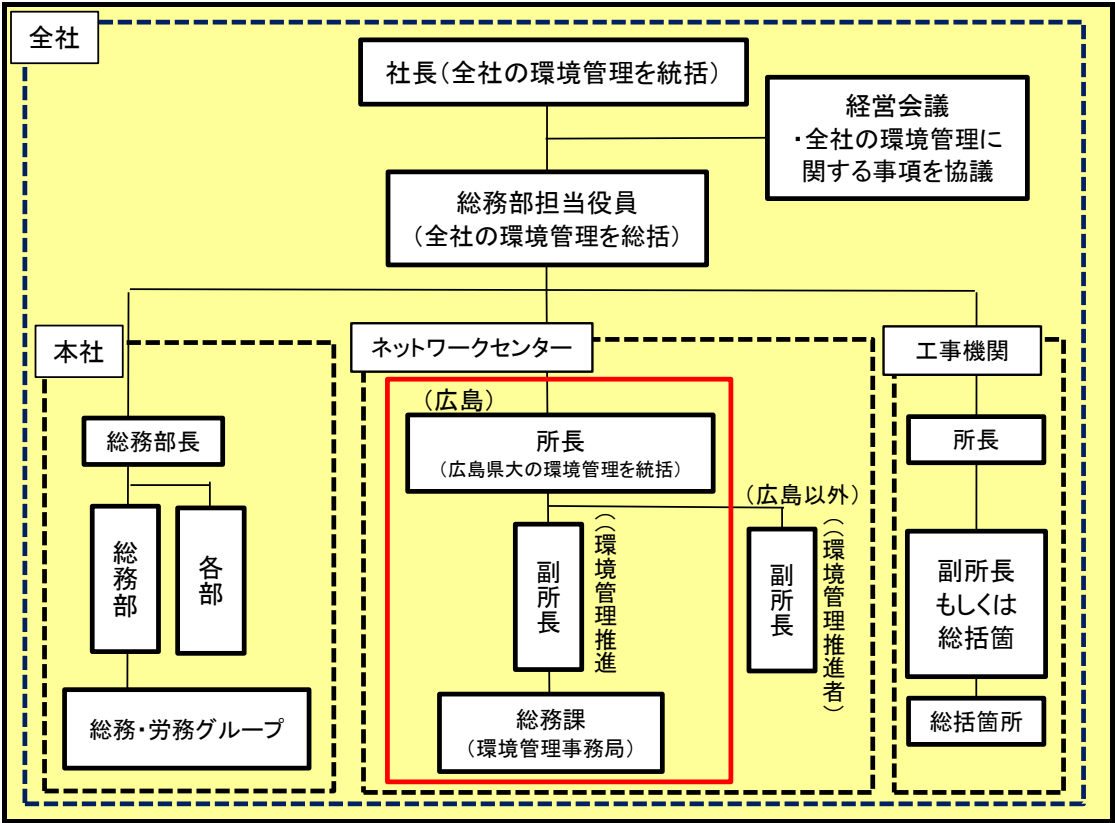
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・機器の長寿命化 ・貯蔵品の適正管理
②計画 (今後実施する予定の取組)	・同上

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・発生した産業廃棄物について、再利用が出来るよう分別を実施する。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・同上

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・該当なし

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・該当なし

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・該当なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・産業廃棄物処理事業者の選定時には、可能な範囲で再利用される事業者を選定する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・同上